

# デンマーク

## 意匠法

2000年12月20日法律第1259号改正

2001年10月1日施行

### 目次

#### 第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

#### 第2章 意匠登録出願

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

#### 第3章 公表及び情報提供義務

第21条

第22条

#### 第4章 意匠登録の効力の存続期間

第23条

第24条

#### 第5章 判決による又は行政審査等の後での登録の終了

第25条

第26条

第27条

第28条

第29条

第30条

第31条

第 32 条  
第 33 条  
第 6 章 審判請求  
第 34 条  
第 35 条  
第 7 章 刑罰に対する責任及び損害賠償責任等  
第 36 条  
第 37 条  
第 38 条  
第 39 条  
第 40 条  
第 41 条  
第 8 章 司法の運営に関する規定  
第 42 条  
第 43 条  
第 44 条  
第 45 条  
第 46 条  
第 9 章 雑則  
第 47 条  
第 48 条  
第 49 条  
第 50 条  
第 51 条  
第 52 条  
第 10 章 国際意匠登録  
第 53 条  
第 54 条  
第 55 条  
第 56 条  
第 57 条  
第 58 条  
第 59 条  
第 11 章 施行規定及び経過規定  
第 60 条  
第 61 条

## 第1章 総則

### 第1条

意匠の創作者(デザイナー)又はその権原承継人は,本法の規定に従って登録することにより,その意匠についての排他的権利(意匠権:第9条参照)を取得することができる。

### 第2条

本法における用語の意味は次のとおりとする。

- (i) 「意匠」とは,製品又は製品の一部の外観であって,特にその製品の線,輪郭,色彩,形状,織り方又は材質及びその装飾の特徴から生じているものをいう。
- (ii) 「製品」とは,工業品又は手工芸品をいい,それには特に,複合製品に組み入れられる部品,包装,外装,図式記号及び活字印刷用のタイプフェースを含めるが,コンピュータ・プログラムを除く。
- (iii) 「複合製品」とは,取り替えることができ,当該製品の分解及び組立を可能にする多様な部品によって構成されている製品をいう。

### 第3条

- (1) 意匠権は,意匠が新規であり,また,独自性を有している場合に,取得することができる。
- (2) 意匠は,それに係わる登録出願の出願日前に又は優先権が主張されている場合は優先日(第16条参照)前に,同一の意匠が公衆の利用に供されていない場合は,新規であるとみなす。意匠は,その特徴が細部においてのみ異なる場合は,同一であるとみなす。
- (3) 意匠は,その意匠が事情に通じている使用者に対して,それに係わる登録出願の出願日前に又は優先権が主張されている場合は優先日(第16条参照)前に,公衆の利用に供されていた意匠によって当該使用者に与えられていた全体的印象と異なる全体的印象を与える場合に,独自性を有しているものとみなす。意匠に係わる独自性を評価するに当たっては,その意匠の開発におけるデザイナーの自由度を考慮しなければならない。

### 第4条

- (1) 複合製品の部品の意匠は,次に該当する場合に限り,新規性及び独自性を有しているものとみなす。
  - (i) 部品が,複合製品に組み込まれたとき,当該製品の通常の使用で,引き続き可視性を有していること
  - (ii) 部品の可視性を有する特徴が,新規性及び独自性に関する要件を満たしていること
- (2) 「通常の使用」とは,末端使用者による複合製品の使用をいい,維持,保守又は修理作業を除く。

### 第5条

- (1) 意匠が登録の後又はその他で公告されているか,又は業として展示,実施されているか,又はその他の方法で開示されている場合は,その意匠は公衆の利用に供されているものとみなす。
- (2) ただし,次に該当する場合は,意匠は公衆の利用に供されているとはみなさない。

- (i) その意匠に係わる出願日前に又は優先権が主張されている場合は優先日(第 16 条参照)前に、(1)に記載した事情が、共同体内で営業を行っている該当分野の業界に、通常の事業過程においては、合理的にみて知られるに至らなかったこと、又は
- (ii) その意匠が、明示的又は黙示的な守秘義務の条件に基づいて、第三者に開示されていること

## 第 6 条

意匠が、出願日前の又は優先権が主張されている場合は優先日(第 16 条参照)前の 12 月以内に公表されており、その公表について次に掲げる事情があるときは、その意匠は公衆の利用に供されていたとはみなさない。

- (i) デザイナー、その権原承継人が提供した情報又は行った措置の結果として、デザイナー、その権原承継人又は第三者によって行われたこと、又は
- (ii) デザイナー又はその権原承継人に対する濫用の結果であるもの

## 第 7 条

- (1) 意匠権は、意匠が次に該当する場合は、存在させてはならない。
  - (i) 公共の秩序又は一般に認められた道徳原則に反していること
  - (ii) その意匠に係わる出願の出願日後又は優先権が主張されているときは優先日(第 16 条参照)後、公衆の利用に供されている先の意匠と抵触していること。ただし、先の意匠に係わる出願日が当該意匠に係わる出願日に先行していることを条件とする。
  - (iii) 次に該当しており、かつ、許可を得ていないもの
    - (a) 産業財産の保護に関するパリ条約の第 6 条の 3 に記載されている品目の使用、又は前記条約の第 6 条の 3 の規定の対象ではないが、特別な公益性を有する他の記章、紋章及び紋章入りの盾の使用を構成していること
    - (b) 他人の事業に係わる商標、商号又は識別標識を含んでいること
    - (c) 著作権関連諸法によって保護されている著作物の使用を構成していること
    - (d) 先の意匠を含んでいること
- (2) 先の意匠とは、次に掲げるものによって保護されている意匠をいう。
  - (i) デンマークにおける出願又は登録
  - (ii) 共同体意匠としての出願又は登録
  - (iii) 無登録共同体意匠、又は
  - (iv) デンマークにおいて効力を有する国際出願又は登録

## 第 8 条

- (1) 意匠権は、次に該当する製品外観の特徴については、存在させてはならない。
  - (i) 専ら技術的機能によって要求されているもの、又は
  - (ii) 意匠の利用対象である製品を、他の製品に機械的に連結すること又は他の製品の中、上、周囲若しくはそれに対して設置することを可能にし、何れの製品もその機能を遂行することができるようにするために、正確な形状及び寸法で複製することが必要とされているもの
- (2) (1)(ii)の規定に拘らず、第 3 条の規定による新規性及び独自性を有する意匠については意匠権を存在させることができるが、ただし、その意匠が、互換性を有する部品から構成さ

れている製品を，モジュール方式によって多様に組立又は結合させることを可能にしていることを条件とする。

### 第9条

(1) 第10条から第12条までに記載した除外規定に従うことを条件として，意匠権は，登録所有者以外の者が，登録所有者による明示の同意なしには，その意匠を実施することはできないことを含意するものとする。当該実施には特に，その意匠が利用されている製品に係わる製造，申出，販売，輸入若しくは使用又は前記の目的での当該製品の貯蔵を含むものとする。

(2) (1)の規定による意匠権は，事情に通じている使用者に，異なる全体的印象を与えない意匠を含むものとする。意匠権の範囲を評価するときは，その意匠開発におけるデザイナーの自由度を考慮しなければならない。

### 第10条

意匠権によって与えられた権利の効力は，次に掲げる行為には及ばないものとする。

(i) 非営業目的で行われる行為

(ii) 実験の目的で行われる行為，又は

(iii) 引用又は教授のための複製行為。ただし，これらの行為が公正な商慣行と矛盾しておらず，また，その意匠の正規の実施を不当に損なわないこと，及び出所に言及することを条件とする。

### 第11条

更に，意匠権によって与えられた権利の効力は，次に掲げる事項には及ばないものとする。

(i) 外国籍の船舶及び航空機が一時的にデンマーク領域に入った場合における当該船舶及び航空機の設備，及び

(ii) 前記の船舶及び航空機を修理するための予備部品及び付属部品のデンマークへの輸入並びに当該船舶及び航空機に関する修理の遂行

### 第12条

意匠権によって与えられた権利の効力は，保護されている意匠を利用した製品が，意匠権の登録所有者により又はその同意を得て，欧州経済地域(EEA)において販売されていた場合は，その製品に関する行為には及ばないものとする。

## 第2章 意匠登録出願

### 第13条

- (1) 意匠登録出願は、特許商標庁に対してしなければならない。
- (2) 出願には、出願人の名称又は会社名を記載し、意匠の複製を含めなければならない。
- (3) 出願にはまた、ひな形を含めることができる。ひな形が提出された場合は、ひな形は意匠登録の基礎を構成するものとする。
- (4) 出願人が意匠の創作者でない場合は、出願人又は創作者は、意匠創作者が意匠登録簿に記載されるよう請求することができる。意匠が、2以上のデザイナーによる共同製作の成果である場合は、該当するデザイナー・グループに関する明細を個別のデザイナー(複数)に関する明細の代わりとすることができる。
- (5) 出願に際しては、所定の手数料を納付しなければならない。

### 第14条

- (1) 出願は、出願人が意匠を例証する複製又はひな形を提出した日以降にのみ、法的効力を生じる。
- (2) 出願を、その出願に記載した意匠以外の意匠に係わらせるように変更することはできない。

### 第15条

出願には2以上の意匠を含めることができるが、ただし、その意匠の利用対象である製品が同一クラスに属していることを条件とする(1968年10月8日にロカルノにおいて署名された意匠及びひな形の分類に関する国際協定(ロカルノ協定)参照)。

### 第16条

- (1) 意匠が、産業財産の保護に関する1883年3月20日のパリ条約の同盟国又は世界貿易機関(WTO)の加盟国である他国における意匠登録出願又は実用新案の保護を求める出願に含まれており、かつ、前記の他国における出願日から6月以内に、デンマークにおいてその意匠に関する登録出願がされた場合は、その出願は、第3条及び第7条(1)(ii)及び(iii)の規定に従って、出願人からの請求に基づき、他国における前記の出願と同時に出願されたものとみなす。
- (2) (1)の規定によるのと同じ優先権を、保護を求める先の出願がパリ条約の同盟国又はWTOの加盟国で行われたものでない場合であっても適用するが、ただし、先の出願がされた国においてデンマークの意匠出願による同様の優先権が認められており、かつ、当該の国における法制が基本的にパリ条約に一致していることを条件とする。
- (3) (1)の規定によるのと同じ優先権を、その意匠がデンマークにおける意匠又は実用新案についての保護を求める出願に含まれていた場合にも適用する。
- (4) 意匠が公の又は公認の国際博覧会において最初に展示された時から6月以内に、デンマークにおいて当該意匠に係わる登録出願がされた場合は、その出願は、第3条及び第7条(1)(ii)及び(iii)の規定に従って、出願人からの請求に基づき、前記の日から優先権を取得するものとする。前記の博覧会とは、1928年11月22日に署名され、1972年11月30日に改正された国際博覧会に関する条約に定義されている博覧会のことである。

## 第 17 条

(1) 特許商標庁は、出願が意匠(第 2 条(1)参照)に関するものであること、及び第 7 条(1)(ii)の規定によって登録が妨げられることがないこと、更に、出願が 1 意匠(ただし、第 15 条の規定を参照)のみを含んでいることを確認しなければならない。

(2) 出願人は特許商標庁に、同庁に知られている意匠権についての他の重要事項を審査するよう請求することができる。当該請求をするためには、出願人は所定の手数料を納付しなければならない。

(3) 通商産業大臣は、審査、その範囲及び審査手数料についての規則を定めなければならない。

## 第 18 条

出願が規則(the rules and regulations)に適合しており、登録に対する異論が見出されなかった場合は、それに係わる意匠は登録される。特許商標庁は、当該登録を公告しなければならない。出願人がその出願において要求している場合は、公告は、出願日から又は優先権が主張されているときは優先日(第 16 条参照)から起算して最長 6 月、延期することができる。

## 第 19 条

(1) 出願人が出願に対して定められている規則を遵守しなかったか、又は特許商標庁がそれ以外に登録に対する異論を見出した場合は、特許商標庁は出願人にその旨を通知し、指定した期限内に所見を提出するか又は出願書類を訂正する措置を取るよう求めなければならない。

(2) 出願人が指定期限の満了までに所見を提出しないか又は出願書類を訂正する措置を取らなかった場合は、その出願は棚上げされるものとする。(1)にいう通知には、その旨の情報を含めなければならない。

(3) 出願審査は、出願人からの請求に基づいて再開することが可能であるが、ただし、出願人が指定期限満了後 2 月以内に所見を提出するか又は出願書類を訂正する措置を取り、かつ、前記の期限内に所定の再開手数料を納付することを条件とする。再開については、1 回に限り承認を受けることができる。

(4) 出願人が登録についての異論に関して所見を提出する機会を持った後、特許商標庁が登録の承認に対する異論を見出したときは、特許商標庁が(1)の規定による求めを再度行う理由を見出したときを除き、その出願は拒絶されるものとする。

## 第 20 条

(1) 特許商標庁が第 19 条の規定により、登録に対する異論を見出した場合は、それに係わる意匠について補正した形態で登録を受けることができるが、ただし、補正後の意匠が保護のための要件を満たしており、かつ、原意匠との同一性を保持していることを条件とする。

(2) 出願人が、補正された形態による登録について、(1)の規定による特許商標庁の決定に同意しない場合は、その出願は拒絶されるものとする。

### 第3章 公表及び情報提供義務

#### 第21条

- (1) 意匠が登録された日から，出願書類を公衆の利用に供さなければならない。
- (2) 出願日から又は優先権が主張されていた場合は優先日(第16条参照)から6月後には，出願書類を公衆の利用に供さなければならないものとし，出願について未だ第18条の規定による公告がされていない場合であっても同様とする。ただし，出願を棚上げし又は拒絶する旨の決定がされている場合は，出願人が再開を請求したか又は拒絶について審判請求したときを除き，出願書類を利用に供してはならない。
- (3) 出願人からの請求があったときは，(1)及び(2)に規定した時期より前に，その出願書類を利用に供さなければならない。
- (4) 出願書類が(2)又は(3)の規定により利用に供された場合は，その旨を公告しなければならない。

#### 第22条

- (1) 出願人が，その出願書類を公衆の利用に供される前に，意匠登録出願の効力を他人に対して行使した場合は，当該出願人は，請求を受けたときは，その出願書類を前記の他人が利用できるようにしなければならない。
- (2) 他人に対する直接的連絡により，又は広告又は製品若しくはその包装へのラベルの貼付その他の方法により，意匠が登録されているか又は登録出願中である旨を表示しながら，同時に登録又は出願の番号の表示をしていない者は，請求をした何人に対しても，不当な遅延なく，それに関する情報を伝えなければならない。意匠が登録されているか又は登録出願中である旨を明示してはいないが，その情報が事実上，前記の事情を示していると理解させるものである場合は，請求があったときは，その意匠が登録されているか又は出願中であるか否かについての情報を不当な遅延なく伝えなければならない。

## 第4章 意匠登録の効力の存続期間

### 第23条

(1) 意匠登録は、登録出願日から起算するものとし、5年を単位とする期間につき有効である。登録は、請求することにより、合計25年まで期間を更新することができる。個別の期間は、先行期間が満了したときから始まるものとする。

(2) (1)の規定に拘らず、複合製品の修理に使用され、複合製品に独特の外観を与える部品に係わる意匠に対しては、登録が認められる最長期間は15年とする。

### 第24条

(1) 意匠登録の更新出願は、登録期間の満了前3月及び満了後6月以内の期間に、所定の更新手数料を特許商標庁に納付することによって行うものとする。更新手数料を登録期間満了後に納付する場合は、割増手数料を付した手数料を納付しなければならない。

(2) 特許商標庁は、所定の手数料を意匠の登録所有者又はその代理人から徴収するものとするが、徴収しなかったために生じる権利の喪失に対しては責任を負わない。

(3) 所定の更新手数料が登録期間満了後6月以内に納付されなかった場合は、その登録は取り消されるものとする。

(4) 登録の更新は、公告しなければならない。

## 第5章 判決による又は行政審査等の後での登録の終了

### 第25条

(1) 意匠が登録された場合、何人も、特許商標庁に対して、その登録の全部又は一部の取消を求める請求をすることができる。取消請求は、次に掲げる何れかの理由のみをその根拠としなければならない。

(i) 登録が第1条から第8条までの規定に適合していないこと

(ii) 出願が第14条(2)の規定に違反して補正されていること

(iii) 第15条の規定が遵守されていないこと、又は

(iv) 登録が、第23条(2)の規定に違反して、15年を超えて維持されていること

(2) (1)の規定による請求は、次に掲げる事項に限り、提出することができる。

(i) 意匠権に関するものであって、意匠について正当な権利を有すると主張する者によって行われるもの

(ii) 第7条(1)(ii)及び(iii)(b)から(d)までに記載した権利であって、その権利について正当な権利を有すると主張する者によって行われるもの

(iii) 第7条(1)(iii)(a)に記載した権利の実施であって、その実施によって影響を受けた者によって行われるもの

(3) 意匠についての訴訟が確定していない場合は、その意匠についての(1)の規定による請求は提出することができない。意匠に関する訴訟が、同一の意匠についての(1)の規定による請求に対する最終的決定が行われる前に提起された場合は、特許商標庁又は特許審判部は、訴訟について最終的解決がされるまで、その請求についての審理を一時的に棚上げしなければならない。ただし、その請求が意匠の登録所有者によってされているときは、この限りでない。

(4) (1)の規定による請求をするためには、所定の手数料を納付しなければならない。

### 第26条

(1) 第25条(1)の規定による請求には、証拠文書を添付しなければならない。当該文書資料が不十分であるとみなされた場合は、特許商標庁は、その請求を審理するために、追加資料を要求することができる。

(2) 意匠の登録所有者以外の者が請求をした場合は、登録所有者に対し、提出された資料について通知が行われ、所見の提出が求められるものとする。

### 第27条

(1) 意匠登録は、次に該当する場合は、判決によりその全部又は一部の無効を宣言することができる。

(i) 登録が第1条から第8条までの規定に適合していないこと

(ii) 出願が第14条(2)の規定に違反して補正されていること

(iii) 第15条の規定が遵守されていないこと、又は

(iv) 登録が、第23条(2)の規定に違反して、15年を超えて維持されていること

(2) 何人も、(1)の規定による訴訟を提起することができる。ただし、訴訟を提起することができるのは、次に掲げる事項に限る。

(i) 意匠権に関するものであって、意匠についての正当な権利を有すると主張する者によっ

て行われるもの

(ii) 第7条(1)(ii)及び(iii)(b)から(d)までに記載した権利であって、その権利について正当な権利を有すると主張する者によって行われるもの

(iii) 第7条(1)(iii)(a)に記載した権利についての実施であって、その実施によって影響を受けた者によって行われるもの

(3) (2)(i)の規定による訴訟は、該当者が登録及び訴訟の根拠とする他の要因を知ってから1年以内に提起しなければならない。意匠の登録所有者が、意匠が登録されたとき又は意匠権の移転を受けたときに善意で行動していた場合は、訴訟は、意匠登録から3年が経過した後では提起することができないものとする。

(4) 意匠は、意匠権が失効した後又は放棄された後においても、無効宣言を受けることができる。

## 第28条

(1) 意匠登録は補正した形態で維持することができるが、ただし、補正された形態での意匠が保護のための要件を満たしており、かつ、その意匠の同一性を保持していることを条件とする。

(2) 意匠の登録所有者が、登録を補正された形態で維持する旨の決定に同意しなかったか又は補正公告のための所定の手数料を納付しなかったときは、その登録は取り消される。

## 第29条

(1) 何人かが、登録されているか又は出願されている意匠について権利を有すると主張した場合において、特許商標庁がその主張に疑義があると認めるときは、特許商標庁は、前記の主張者に対し、指定期間内に訴訟を提起するよう求めることができる。求めに応じなかったときは、その主張は無視することができる。前記の求めには、その趣旨の通知を記載しなければならない。

(2) 意匠の権原についての訴訟が提起されている場合には、特許商標庁は、その訴訟についての最終的解決がなされるまで、その事件の審理を中止しなければならない。

## 第30条

(1) 何人かが特許商標庁に対し、意匠に係わる出願人又は登録所有者ではなく自己が、意匠の登録又は出願に含まれている意匠についての権利を有している旨を証明した場合において、その者が要求したときは、特許商標庁は、その出願又は登録を前記の者に移転させなければならない。譲受人は所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 出願又は登録の移転が請求された場合は、移転請求について最終決定がされるまで、その出願について補正、棚上、拒絶又は承認をしてはならず、また、その登録は、その全部又は一部について補正し又は取り消してはならない。

## 第31条

(1) 意匠が、第1条に定義されている正当な所有者でない者の名義で登録されている場合において、正当な所有者からの請求があったときは、裁判所は、意匠権を正当な所有者に移転させなければならない。意匠権について他の者が権利を有するときは、特許商標庁は、その登録を当該権利者に移転させなければならない。

(2) 意匠権を剥奪された者が、デンマークにおいて善意で、その意匠を実施していたか又はその目的で相当な準備をしていた場合は、当該の者は、合理的な補償の支払及び他の合理的な条件の履行を条件として、既に開始している実施を継続するか又は予定していた実施を開始することができるが、ただし、その全般的性格を維持しなければならない。実施権者も、同様な事情の下に、同一の権利を保有するものとする。

(3) (2)の規定による権利は、その意匠を実施しているか又は実施を意図していた事業と共にする場合に限り、他人に移転させることができる。

### **第 32 条**

(1) 第 25 条(1)の規定に従った決定又は判決により、意匠登録の維持に対する異論が存在することになったときは、特許商標庁は、その登録を取り消さなければならない。特許商標庁はまた、意匠の登録所有者がその権利を放棄したときも、登録を取り消さなければならない。

(2) 特許商標庁が、第 25 条(1)の規定による請求を基にして、登録をその全部又は一部について取り消す理由がないと認定したときは、その請求を拒絶し、登録を維持しなければならない。

### **第 33 条**

(1) 特許商標庁は、意匠登録の失効を公告しなければならない。更に、特許商標庁は、意匠権の全部若しくは一部取消又は他人への移転に関する決定又は判決に起因する意匠登録の補正を公告しなければならない。

(2) 補正された形態での登録に係わる公告については、所定の手数料を納付しなければならない。

## 第6章 審判請求

### 第34条

意匠出願に関する特許商標庁の最終決定に対しては，出願人は特許審判部に審判請求することができる。同じ規定を，意匠登録の全部又は一部が取り消された場合に，意匠に係わる登録所有者に適用する。意匠登録が補正された形態又は元の形態で維持された場合は，その意匠登録の全部又は一部の取消を請求した者は，その決定に対して審判請求することができる。取消請求人が審判請求を取り下げた場合においても，その審判請求を審理することができるが，ただし，当該行為のための特別な理由が存在していることを条件とする。

### 第35条

(1) 第34条の規定による審判請求は，特許商標庁がその決定を該当する当事者に通告してから2月以内に，特許審判部に対してしなければならない。前記の期限内に，所定の審判手数料を納付しなければならない。納付しなかったときは，その結果として，審判請求が却下されるものとする。特許審判部に対する審判請求は，停止効果を有するものとする。

(2) 特許審判部の決定は，他の如何なる行政機関に対しても不服申立することができない。

(3) 特許審判部への不服申立の対象とすることができる特許商標庁の決定は，特許審判部の決定が行われるまでは，裁判所に上訴することができない。当事者が，特許審判部の決定を裁判所に上訴することを望むときは，その手続は，該当する当事者にその決定が通告されてから2月以内に開始しなければならない。その手続は，停止効果を有するものとする。

## 第7章 刑罰に対する責任及び損害賠償責任等

### 第36条

(1) 故意に意匠権を侵害(意匠侵害)した者には、罰金が科される。侵害が重大かつ明白な不法利得を目的としているなどの加重理由がある場合は、刑罰は1年以下の禁固に拡大させることができる。

(2) 会社等(法人)は、刑法典第5章の規定に従って、処罰することができる。

(3) 訴訟は、被害者が提起しなければならない。ただし、(1)第2文の規定による侵害についての訴訟は、被害者からの請求に基づいて、公的機関が提起しなければならない。

### 第37条

(1) 故意又は過失によって意匠侵害をした者は、その意匠の実施に対する合理的な補償及び侵害によりもたらされたと思われる更なる損害の賠償を支払う責任を負う。

(2) 何人かが、故意又は過失によらないで意匠侵害をし、それによって利益を得ていたときは、当該の者は、合理的と認められる場合及びその限度において、ただし、当該の者が意匠侵害によって得たと推定される利益を超えないことを条件として、(1)の規定による補償及び損害賠償を支払う責任を負う。

### 第38条

(1) 意匠侵害が行われ、かつ、被害者からの請求があった場合は、裁判所は、意匠侵害の継続を差し止めるために合理的と認める範囲で、不法に製造されたか若しくはデนมークに輸入された製品又は使用すれば意匠侵害となるであろう製品を、指定した方法で改変若しくは破棄すべき旨、又は不法に製造若しくは輸入された製品の場合は、補償の支払を受けて、その製品を被害者に引き渡すべき旨の決定をすることができる。ただし、この規定は、善意で当該製品又は当該製品についての権利を取得し、自ら意匠侵害をしていない者には適用しない。

(2) 極めて特別な状況が存在している場合は、裁判所は、(1)の規定に拘らず、また、その旨の要求があったときは、不法に製造又は輸入された製品を、合理的な補償を支払い、かつ、それ以外の点に関する合理的な条件に従うことを前提として、保護期間全体又はその一部において、自由に処分する許可を与えることができる。

### 第39条

(1) 出願書類が公衆の利用に供された後、許可を得ていない者が出願中の意匠を実施する場合で、かつ、その出願が意匠登録された場合は、意匠侵害に関する規定を準用するものとする。ただし、この規定は、第38条の規定には適用しない。出願書類が公衆の利用に供される前に行われた侵害から生じる損害に対する賠償は、第37条(2)に規定した範囲を限度として、支払われるものとする。

(2) (1)の規定による補償の請求についての制限期間は、意匠登録後1年より前に終了するものとはしない。

### 第40条

意匠侵害訴訟においては、意匠権の無効は、登録取消の請求が意匠の登録所有者を相手とし

て、場合によっては登録所有者が第 45 条の規定に従って出頭を求められた後、なされている場合に限り、争点とすることができる。意匠登録が取り消されたときは、第 36 条から第 39 条までの規定は適用しない。

#### **第 41 条**

(1) 第 22 条にいう事情において、その義務に従わないか又は虚偽の情報を与えた者は、他の法規によって更に重い刑罰が定められていない場合は、罰金が科せられるものとし、また、当該の者は、合理的と認められた範囲において、それによって生じた損害を補償する責任を負うものとする。

(2) 第 36 条(2)及び(3)の規定を準用する。

## 第8章 司法の運営に関する規定

### 第42条

- (1) 民事訴訟であって、その帰結に本法の適用が重大な意味を有するものは、当事者間に別段の合意がある場合を除き、コペンハーゲン海事商事裁判所に提起しなければならない。
- (2) コペンハーゲン海事商事裁判所を、共同体意匠規則による共同体意匠第1審裁判所とし、デンマーク最高裁判所を共同体意匠第2審裁判所とする。

### 第43条

- (1) 共同体意匠規則による差止命令は、執行裁判所(Bailiffs Court)が発する。
- (2) 共同体意匠規則による差止命令であって、共同体加盟国において効力を有することになるものは、コペンハーゲン海事商事裁判所が発する。
- (3) 共同体意匠及び本法の規定によって保護されている他の意匠の両方に係わる差止命令は、共同体意匠に係わる差止命令が共同体加盟国において効力を有することになるものである場合は、コペンハーゲン海事商事裁判所が発する。
- (4) 司法の運営に関する法律第57章の規定を準用する。
- (5) (2)及び(3)の規定による、前記の海事商事裁判所の決定については、東部高等裁判所に提訴することができる。

### 第44条

- (1) 意匠登録の全部若しくは一部の取消又は意匠登録の移転を求める訴訟を提起した者は、その旨を意匠登録簿に登録することを求めて特許商標庁に通知しなければならず、また、登録簿に宛先が記載されている実施権者に対し、書留郵便をもって、その訴訟について通知しなければならない。意匠権侵害についての訴訟を提起しようとする実施権者は同様に、意匠の登録所有者に通知しなければならない。
- (2) 原告が(1)の規定による通知をしたことを文書によって証明しないときは、裁判所は、原告が上記の条件を満たすための期限を指定することができる。前記の期限が無視された場合は、その訴訟は却下されるものとする。

### 第45条

- (1) 意匠の登録所有者が提起した意匠侵害訴訟において、被告が登録取消の請求をする意思を有するときは、被告は第44条(1)に定めた規定に従い、特許商標庁及び登録実施権者に通知しなければならない。第44条(2)の規定を準用する、すなわち、指定期限が無視された場合は、登録取消請求は却下されることを意味する。
- (2) 実施権者が提起した意匠侵害訴訟においては、被告は、その裁判地に係わりなく意匠の登録所有者の出頭を求め、当該所有者に対して登録の取消を請求することができる。司法の運営に関する法律の第34章の規定を準用する。

### 第46条

第27条から第29条まで、第31条、第32条及び第36条から第39条までに規定した事件における判決の謄本は、裁判所の命令により、特許商標庁に提出されなければならない。

## 第9章 雑則

### 第47条

特許商標庁は意匠の出願人又は登録所有者に対し、出願又は登録に関して本人を代表させるために、欧州経済地域(EEA)在住の代理人を選任するよう求めることができる。代理人の名称及び宛先は、意匠登録簿に登録しなければならない。

### 第48条

(1) 本法において定められている特許商標庁に対する期限の不遵守のために意匠出願人に権利の喪失が生じた場合、特許商標庁は、請求を受けたときは、出願人が合理的に必要とされる全ての注意を払っていたことを条件として、その権利を回復させるものとする。当該請求は、期限についての不遵守を生じさせた障害が除去されてから2月以内、ただし、期限の満了後1年以内に、特許商標庁に対してしなければならない。前記の期限内に、遺漏のあった行為を遂行し、かつ、回復のための所定の手数料を納付しなければならない。

(2) (1)の規定は、意匠の登録所有者が第24条(1)に規定した期限内に更新手数料を納付しなかった場合に準用するが、ただし、その期限の満了後6月以内に、回復請求書を提出し、かつ、更新手数料を納付することを条件とする。

(3) (1)及び(2)の規定は、特許審査部に対する期限に関して準用する。権利の回復は、特許審査部が行うものとする。

(4) (1)の規定は、第16条に規定した期限に対しては適用しない。

### 第49条

(1) 通商産業大臣は、次に掲げる事項について新たに規定しなければならない。すなわち、意匠出願及びその審査、優先権、意匠出願及び登録の分割、意匠登録についての更新又は放棄及び全部又は一部の取消を求める請求、意匠登録簿の維持管理、特許商標庁及び特許審査部を相手とする電子データの取り交し、Dansk Designtidende(デンマーク意匠公報)の発行及び内容、並びに特許商標庁の手続。更に、特許商標庁にされた出願の記録を公衆の利用に供する旨を規定することができる。通商産業大臣はまた、特許商標庁の非就業日を指定する規則を定めることができる。

(2) 通商産業大臣は、共同体意匠規則(Regulation)を適用するために必要な規則(rules)を定めなければならない。

(3) 更に、通商産業大臣は、意匠登録出願に関する事件の審査又は意匠登録の更新に対する手数料を規定することができる。通商産業大臣はまた、共同体意匠の審査手数料も定めることができる。

### 第50条

登録意匠は、その意匠が創作されたか又は一定の形態に確定されたときから、著作権に関する法律によっても保護を受けることができる。

### 第51条

(1) 意匠が他人に移転され、意匠についてライセンスが付与され、譲渡抵当権が設定され、強制執行が行われ、又は意匠の登録所有者が破産手続に服することになった場合は、この事

実は、請求に基づき、意匠登録簿に登録されるものとする。意匠創作者の名称及び第 31 条(2)の規定による権利の登録についても同様とする。

(2) (1)の規定による、意匠登録簿における情報の登録、補正又は削除の請求には、必要な証拠書類を添付しなければならない。請求をするためには、所定の手数料を納付しなければならない。

(3) 2以上の意匠を含む登録(第 15 条参照)については、意匠権の他人への移転は、その移転が全ての意匠を含んでいる場合に限り、登録簿への登録を受けることができる。

(4) 意匠についての訴訟は常に、意匠登録簿にその意匠の所有者として登録されている者を相手として提起することができ、特許商標庁からの通知も登録所有者に宛てることができる。

## 第 52 条

(1) 特許商標庁は、請求に基づき、意匠及び意匠権に関する特定の課題の解決を引き受けることができる。

(2) 公開行政法(the Open Administration Act)は、第 4 条(2)を除き、(1)に記載した課題には適用しない。

(3) 通商産業大臣は、上記の業務及びその費用の納付についての規則を定めなければならない。

## 第 10 章 国際意匠登録

### 第 53 条

「国際意匠登録」とは、1999 年 7 月 2 日にジュネーブで採択された、意匠の国際登録に関するヘーグ協定の修正(ジュネーブ協定)の規定による登録を意味するものとする。

### 第 54 条

デンマークにおける効力を有する国際意匠登録は、その意匠がデンマークにおいて登録された場合と同じ法的効力を有するものとする。

### 第 55 条

国際意匠出願は、特許商標庁又は国際事務局に提出しなければならない。デンマーク国民及びデンマークの居住者であるか又はデンマークにおける正規の工業若しくは商業企業の所有者である自然人又は法人は、国際意匠出願を特許商標庁に提出することができる。

### 第 56 条

国際意匠出願をするときは、パリ条約の同盟国又は国際貿易機関(WTO)からの優先権を主張することができる。

### 第 57 条

意匠が本法の規定による登録要件を満たしていない場合は、ジュネーブ協定に定められている期限内に、特許商標庁は国際事務局に対し、意匠の効力の全部又は一部をデンマークにおいては拒絶する旨を通告することができる。

### 第 58 条

ジュネーブ協定に定められている規則は、国際意匠登録の更新に適用する。

### 第 59 条

通商産業大臣は、この部の規定に関して施行の規則を定めなければならない。国際登録された意匠の公開について、特則を定めることもできる。通商産業大臣は更に、それに関連する事件についての審査手数料を定めることができる。

## 第 11 章 施行規定及び経過規定

### 第 60 条

(1) 本法は、2001 年 10 月 1 日から施行する。なお、通商産業大臣は、第 10 章についての効力発生日を定めなければならない。

(2) 統合意匠法(1989 年 4 月 17 日法律第 251 号)は廃止する((3)参照)。

(3) 本法は、本法施行以後に登録された意匠及び提出された意匠出願に適用する。本法施行前に登録された意匠及び提出された意匠出願については、それまでに効力を有していた法律の規定を引き続き適用する。

(4) 本法施行前に、統合意匠法(1989 年 4 月 17 日法律第 251 号)第 6 条の規定により、デンマークにおいて業として意匠を実施していた者又はそのための相当な準備をしていた者は、その実施を継続することができる。

### 第 61 条

本法は、フェロー諸島及びグリーンランドには適用しないものとするが、勅令により、フェロー諸島及びグリーンランドの特殊事情を考慮した上で適当と認められる変更を付して、フェロー諸島及びグリーンランドに対する効力を生じさせることができる。